

実 技 試 験

☆☆☆解答に当たっての注意事項☆☆☆

- ・ 問題数は40問、解答はすべて記述式です。
- ・ 択一問題の場合、選択肢の中から正解と思われるものを1つ選んでください。
- ・ 語群選択問題の場合、語群の中からそれぞれの空欄にあてはまるとされる語句・数値を選び、語群に記されたとおりに解答用紙の所定の欄に記入してください。また、語群の語句・数値にそれぞれ番号が付してある場合は、その番号のみを記入してください。
- ・ 語群のない問題の場合、指示に従い解答用紙の所定の欄に直接正解と思われる語句・数値・記号を記入してください。
- ・ 試験問題については、特に指示のない限り、平成27年10月1日現在施行の法令等に基づいて、解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に係る国税・地方税関係の臨時特例等の各種特例については考慮しないものとします。
- ・ 解答は楷書、算用数字（1、2、3…）ではっきりと正しく記入してください（誤字・脱字・略字は不可）。
- ・ 計算問題については、計算結果を解答として所定の欄に記入してください。その際、解答用紙に記載されている単位を使用し、漢字や小数点、上付き数字を使用しないでください。正しく記入されなかった場合、採点されませんのでご注意ください。なお、カンマのあり・なしについては採点には影響しません。

〔例1〕 解答用紙に記載の単位「万円」の場合

可の例：105万円／不可の例：1,050,000円

〔例2〕 解答用紙に記載の単位「円」の場合

可の例：1,005,000円／不可の例：100万5,000円、100.5万円、100.⁵万円

【第1問】下記の（問1）、（問2）について解答しなさい。

問1

ファイナンシャル・プランナー（以下「FP」という）が、ファイナンシャル・プランニング業務を行ううえでは「関連業法」を順守することが重要である。FPの行為に関する次の（ア）～（エ）の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）弁護士資格を有していないFP（遺言者や公証人と利害関係はない）が、顧客から依頼され、公正証書遺言の証人となった。
- （イ）宅地建物取引業の免許を受けていないFPが、賃貸マンションを所有する顧客から依頼され、業務の一環として、貸借の媒介を行って仲介手数料を受け取った。
- （ウ）投資助言・代理業の登録をしていないFPが、顧客のコンサルティング中に特定の企業について具体的な投資時期等の判断や助言を行った。
- （エ）司法書士資格を有していないFPが、顧客の任意後見人となる契約を締結した。

問2

「消費者契約法」に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

- ・ 金融商品販売業者が、不適切な説明を行ったことにより、消費者が誤認して契約をした場合、その契約は（ア）と定められている。
- ・ 消費者契約法における時効の時期については、消費者が誤認等に気付いた時から6ヵ月、もしくは、契約締結の時から（イ）を経過したときと定められている。

- 1. （ア）取り消すことができる （イ）1年
- 2. （ア）取り消すことができる （イ）5年
- 3. （ア）無効である （イ）1年
- 4. （ア）無効である （イ）5年

【第2問】下記の（問3）～（問6）について解答しなさい。

問3

下記<資料>に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、解答に当たっては、下記<資料>の掲載銘柄の権利落ち（配当落ち・新株落ち）はないものとする。

<資料>

東京第1部							6月19日 (金曜日)
銘柄	始値	高値	安値	終値	前日比	売買高	
水産・農林							
・極洋	290	291	289	290	△21	155	
▲日水	347	351	346	350	▲71	1975.9	
▲マルハニチロ	1984	2014	1984	1998	▲13	320.7	
▲サカタタネ	2260	2335	2257	2315	▲81	181.8	
▲ホクト	2470	2497	2461	2486	▲18	79.8	

株式欄の見方

【株価】円。ただし売買単位が1株(または1口)の銘柄は100円。
 【売買高】1000株(1000口)。ただし売買単位が1株(1口)、10株(10口)、50株(50口)の銘柄は1株(1口)
 【前日比】▲高 ▲安 0は変わらず ーは高い出来ず、前日比なし〔配当落ち〕◇高 ◆安 ◇0は前日比変わらず ◆ーは前日比なし。無配の場合も含む
 [新株落ち] 前日比較は新株落ち計算値比較。□高 ■安 0は前日比変わらず □ーは前日比なし。ライツ・イシューに伴う新株予約権、株式無償割当の権利落ちを含む
 [株式併合または減資] ♪高 ♪安 ♪0は前日比変わらず ♪ーは前日比なし。併合・減資の影響を考慮した実質ベースで比較
 ♪買気配、♪売気配、♪名証の最終気配
 【売買単位】A100株(100口) a100株(10銭表示対象) B1株(1口) C10株(10口) D50株(50口) E500株 無印は1000株(1000口) k1000株(10銭表示対象)
 ・貸借銘柄
 (注)白抜き数字は年初来の最高値または最安値。ただし権利落ち日の週内は原則新値とせず、その後は権利落ち後の新高値・安値となる

(出所：日本経済新聞 2015年6月20日朝刊 22面、24面)

- (ア)「極洋」と「日水」の株式を、それぞれ6月19日の終値で1单元ずつ購入する場合、約定代金は「極洋」の方が高い。
- (イ)「マルハニチロ」の株価について、年初来の最高値は2,014円である。
- (ウ)「サカタタネ」の6月19日に売買が成立した株式数は、181,800株である。
- (エ)「ホクト」の6月19日の始値は、前営業日の終値に比べて18円高く寄り付いた。

問 4

下記<資料>に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、手数料および税金は考慮しないものとする。

<資料>

年月【資本異動】	万株	【株式】%	262,124千株	【株主】	25,153名	<15.3>	万株	【続伸】	サーボモーターがスマートフォンも自動車の工場自動化需要に伸び。エン	
69.12	約3:1	14,000	【時価総額】	4,503億円	【信託口】	1,527(5.8)	【再編】	ワイ・イー・データ	【7月完全子会社化】	スケーナール等
82.8	1200万株(522円)	19,231	【総資産】	388,205	【日本マスター信託口】	1,459(5.5)	【増】	【中国】	【車】	【特】
82.9	1:0.1	21,156	【自己資本】	171,387	【日本トラスティ信託口】	810(3.1)	【再編】	【中国】	【車】	【特】
15.7	交換	26,292	【自己資本比率】	44.1%	【井住友信】	797(3.0)	【再編】	【中国】	【車】	【特】
東証	高値	安値	【資本金】	27,842	【明治安田生命保険】	777(2.9)	【再編】	【中国】	【車】	【特】
49~13	1687(13)	19(50)	【利益剰余金】	103,092	【ノーザン・トラスト(AVFC)ノ	647(2.4)	【再編】	【中国】	【車】	【特】
14	1715(12)	1079(5)	【有利子負債】	51,526	【ントリーティー】	647(2.4)	【再編】	【中国】	【車】	【特】
15.1~5	1831(3)	1417(1)	【指標等】	<15.3>	【日本トラスティ信託口(福	637(2.4)	【再編】	【中国】	【車】	【特】
15.3	1831	1621	ROE	16.3%	【岡銀】	623(2.3)	【再編】	【中国】	【車】	【特】
4	1814	1623	ROA	6.4%	【サジャップ】	430(1.6)	【再編】	【中国】	【車】	【特】
#5	1724	1593	調整1株益	93.6円	【ステート・ストリート・バンク&ト	361(1.3)	【再編】	【中国】	【車】	【特】
【会社業績修正】	上方3	下方0	最高純益(15.3)	24,819	【ラスト505225	361(1.3)	【再編】	【中国】	【車】	【特】
経常益÷期初会社予想	1.2倍		設備投資	363億	【BNPパリバ証券】	361(1.3)	【再編】	【中国】	【車】	【特】
【格付】	AAA-(安)		減価償却	115億	【<外国>35.1%】	361(1.3)	【再編】	【中国】	【車】	【特】
【業種】	電子部品・産業用電子機器		研究開発	147億	【<投信>9.0%】	361(1.3)	【再編】	【中国】	【車】	【特】
時価総額順位	19/259社		【キャッシュフロー】	290(239)	【役員】	津田純嗣(創社)	【再編】	【中国】	【車】	【特】
【比較会社】	6503 三菱電機、6954 ファナック、6645 オムロン		営業CF	290(239)	【宇佐見昇(副小笠原浩)村上	周二 中山裕二 南善勝 小	【再編】	【中国】	【車】	【特】
			投資CF	▲278(▲169)	【田昌彦 野田幸之輔】	⇒巻末	【再編】	【中国】	【車】	【特】
			財務CF	▲14(▲59)	【【連結】ワイ・イー・データ		【再編】	【中国】	【車】	【特】
			現金同等物	243(229)			【再編】	【中国】	【車】	【特】
【業績】(百万円)	売上高	営業利益	経常利益	純利益	1株益(円)	1株配(円)	【配当】	配当金(円)	【本社】	806-0004北九州市八幡西区黒崎城石2-1 ☎093-645-8801
連11.3	296,847	12,874	13,429	6,544	26.0	6	13.3	5	【支社】	東京 ☎03-5402-4502
連12.3	307,111	14,818	15,626	8,432	33.5	10	13.9	6	【支店】	大阪 ☎06-6346-4500, 名古屋, 九州
連13.3	310,383	13,070	14,053	6,800	27.0	10	14.3	6	【工場】	八幡西, 八幡東, 行橋, 入間
連14.3	363,570	25,702	27,084	16,964	67.4	12	14.9	8	【従業員】	<15.3>連11,356名 連12,724名(41.2歳) 男778名
連15.3	400,153	31,532	33,884	24,819	98.5	20	15.3	12	【証券】	東京, 福岡 野村, みずほ 図みずほ信
連16.3	435,000	36,500	37,000	24,000	91.4	20	15.9	10	【監新】	日本
連17.3	465,000	39,000	40,000	26,000	99.0	20	16.3	10	【銀行】	みずほ, 三菱U, 福岡, 北九州, 三井住友
甲14.9	193,923	14,920	15,640	11,692	46.5	8	11.6%	1.16%	【仕入先】	サンワテクノス, 芳賀電機
中15.9	208,000	15,500	16,000	10,000	38.1	10	15.3		【販売先】	サンワテクノス, ナブテスコ
会16.3	435,000	36,500	37,000	24,000	(15.4.20)	15.3	658.6	(532.9)		

(出所：東洋経済新報社「会社四季報」 2015年3集)

- ・ この企業の株式を2014年2月7日に1単元（1単位）購入し、2015年8月20日に売却した場合、所有期間に係る配当金（税引前）は（ア）である。
- ・ 2015年3月期の連結決算に係る上期（2014年4月～2014年9月）と下期（2014年10月～2015年3月）の1株当たりの利益を比較した場合、（イ）の利益が多い。

1. (ア) 2,600円 (イ) 上期
2. (ア) 2,600円 (イ) 下期
3. (ア) 3,200円 (イ) 上期
4. (ア) 3,200円 (イ) 下期

問5

下記<資料>に基づく外貨預金に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、為替差益および為替差損に対する税金は考慮しないものとする。また、利息に対しては、各通貨建てにおける利息額の20%（復興特別所得税は考慮しない）相当額が、所得税および住民税として源泉徴収されるものとする。

<資料>

[預金時の外国為替相場一覧表] (単位：円)

	T T S	T T B
米ドル	1 2 5 . 0 0	1 2 3 . 0 0
ユーロ	1 4 0 . 0 0	1 3 7 . 0 0
トルコリラ	5 0 . 0 0	4 5 . 0 0

[満期時の外国為替相場一覧表] (単位：円)

	T T S	T T B
米ドル	1 2 8 . 0 0	1 2 6 . 0 0
ユーロ	1 4 3 . 0 0	1 4 0 . 0 0
トルコリラ	5 3 . 0 0	4 8 . 0 0

[外貨預金金利]

	米ドル	ユーロ	トルコリラ
定期預金 (1年)	0.3%	0.3%	5.0%

- ・ ユーロ定期預金（1年）に10,000ユーロ預け入れる場合、必要な資金は（ア）である。
- ・ 米ドル定期預金（1年）とトルコリラ定期預金（1年）に、それぞれ100万円の範囲内（整数単位で可能な範囲）の預入れを行った場合、満期時の外貨ベースの元利合計額を円転した金額が多くなるのは（イ）定期預金（1年）である。

1. (ア) 137万円 (イ) 米ドル
2. (ア) 137万円 (イ) トルコリラ
3. (ア) 140万円 (イ) 米ドル
4. (ア) 140万円 (イ) トルコリラ

問6

羽田さんは、課税口座で保有しているWS投資信託（追加型国内公募株式投資信託）の収益分配金を平成27年12月に受け取った。WS投資信託の状況が下記<資料>のとおりである場合、次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句または数値の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、羽田さんはこれまでに収益分配金を受け取ったことはないものとする。

<資料>

[羽田さんが保有するWS投資信託の収益分配金受取時の状況]

- ・ 収益分配前の個別元本：16,520円
- ・ 収益分配前の基準価額：16,860円
- ・ 収益分配金 : 500円
- ・ 収益分配後の基準価額：16,360円

羽田さんが受け取った収益分配金のうち、収益分配前の基準価額から収益分配前の個別元本を差し引いた部分を（ア）といい、所得税および住民税が課税される。一方、羽田さんが受け取った収益分配金のうち、（ア）を除く部分を（イ）といい、非課税となる。

羽田さんには（イ）が支払われたため、収益分配後の個別元本は（ウ）円となる。

1. （ア）元本払戻金（特別分配金） （イ）普通分配金 （ウ）16,520
2. （ア）元本払戻金（特別分配金） （イ）普通分配金 （ウ）16,360
3. （ア）普通分配金 （イ）元本払戻金（特別分配金） （ウ）16,520
4. （ア）普通分配金 （イ）元本払戻金（特別分配金） （ウ）16,360

【第3問】下記の（問7）～（問10）について解答しなさい。

問7

下記＜資料＞は、平成24年に住宅ローン契約を締結した平尾浩次さんが所有する土地の登記事項証明書の一部である。この登記事項証明書に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

＜資料＞

(A)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	抵当権設定	平成24年5月23日 第1352号	原因 平成24年5月23日金銭消費貸借同日 設定 債権額 金2,300万円 利息 年1.95% (年365日日割計算) 損害金 年14.5% (年365日日割計算) 債務者 千葉県〇〇市△-△-△ 平尾浩次 抵当権者 東京都千代田区□-□-□ 株式会社KR銀行

- (ア) 株式会社KR銀行からの住宅ローンの借入れに係る抵当権の登記が記載されている欄（A）は、権利部の甲区である。
- (イ) この土地には株式会社KR銀行の抵当権が設定されているが、別途、ほかの金融機関が抵当権を設定することも可能である。
- (ウ) 平尾浩次さんが債務の弁済を怠った場合、株式会社KR銀行は、債権を回収するためにこの土地の競売を裁判所に申し立てることができる。
- (エ) 上記＜資料＞から、抵当権の設定当時、平尾浩次さんがこの土地を単独で所有していたことが分かる。

問 8

下記<資料>は、井上さんが購入を検討している中古マンションのインターネット上の広告（抜粋）である。この広告の内容等に関する次の記述のうち、最も適切なものはどれか。

<資料>

××マンション（中古マンション）			
所在地	東京都〇〇区□□町3丁目3番	間取り	2LDK
交通	△△線××駅から徒歩10分	総戸数	75戸
価格	3,980万円	築年月	平成14年10月
専有面積	72.36m ² （壁芯）	土地の権利	所有権
バルコニー	8.34m ²	管理費（月額）	18,000円
階／階建て	5階／9階	修繕積立金（月額）	10,800円
構造	鉄筋コンクリート造	取引形態	媒介

1. この広告の物件の専有面積は壁芯面積で記載されているが、これは、登記簿上の面積より小さい。
2. この物件の現在の区分所有者が管理費を滞納していても、この物件を新たに購入した井上さんに、管理費の滞納分の支払い義務が生じることはない。
3. 広告に記載された専有面積は、バルコニー面積を含まない。
4. 井上さんがこの物件を購入した場合、管理組合の構成員となるかどうか任意に選択することができる。

問9

下記<資料>は、横川さんの自宅（土地および建物）の売却に係る状況である。この場合の課税長期譲渡所得の金額として、正しいものはどれか。

<資料>

- ・ 平成10年12月に相続により取得。
- ・ 平成27年9月に自宅（土地および建物）を売却・引渡し。
- ・ 取得費：不明のため概算取得費とする。
- ・ 売却金額（合計）：4,400万円
- ・ 譲渡費用（合計）：140万円

※居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除の特例の適用を受けるものとする。

※所得控除は考慮しないものとする。

1. 820万円
2. 946万円
3. 1,040万円
4. 1,173万円

問10

近年、適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、その対応が必要になっている。空家等が増加している背景の一つと考えられる固定資産税の影響に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。

全国で空家等が増加している背景の一つに、土地や家屋等に係る固定資産税の影響が考えられる。固定資産税は、毎年（ア）現在の土地や家屋等の所有者に対して課税されるもので、一定の要件を満たす住宅が建っている住宅用地（小規模住宅用地）については、住宅一戸当たり（イ）以下の部分について、固定資産税の課税標準が固定資産税評価額の（ウ）になる特例がある。このため、住宅を残しておく方が更地より固定資産税が安くなるのが、空家等が放置される要因の一つとなっている。


1. （ア）1月1日 （イ）200m² （ウ）6分の1
2. （ア）4月1日 （イ）200m² （ウ）3分の1
3. （ア）1月1日 （イ）240m² （ウ）3分の1
4. （ア）4月1日 （イ）240m² （ウ）6分の1

【第4問】下記の（問11）～（問13）について解答しなさい。

問11

浅田正臣さん（55歳）が保険契約者（保険料負担者）および被保険者として加入している生命保険（下記＜資料＞参照）の保障内容に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる数値を解答欄に記入しなさい。なお、保険契約は有効に継続し、かつ、特約は自動更新されているものとし、正臣さんはこれまでに＜資料＞の保険から、保険金・給付金を一度も受け取っていないものとする。また、各々の記述はそれぞれ独立した問題であり、相互に影響を与えないものとする。

＜資料／保険証券1＞

定期保険特約付終身保険		保険証券記号番号 ××-××××××	
保険契約者	浅田 正臣 様	保険契約者印	◇契約日 平成7年7月1日 ◇主契約の保険期間 終身 ◇主契約の保険料払込期間 30年間 ◇特約の保険期間 10年 (80歳まで自動更新)
被保険者	浅田 正臣 様 昭和35年4月15日生 男性		
受取人	死亡保険金 浅田 晴美 様 (妻)	受取割合 10割	
◇ご契約内容		◇お払い込みいただく合計保険料	
終身保険金額（主契約保険金額） 200万円 定期保険特約保険金額 1,000万円 三大疾病保障定期保険特約保険金額 300万円 傷害特約保険金額 500万円 災害入院特約 入院5日目から 日額5,000円 疾病入院特約 入院5日目から 日額5,000円 ※約款所定の手術を受けた場合、手術の種類に応じて入院給付金日額の10倍・20倍・40倍の手術給付金を支払います。 成人病（生活習慣病）入院特約 入院5日目から 日額5,000円		毎回 △△△△円 [保険料払込方法] 月払い	
*入院給付金の1入院当たりの限度日数は120日、通算限度日数は1,095日です。			


<資料／保険証券2>

保険種類 医療保険

証券番号 **** ** ** *

契約日（保険期間の始期）

2002年（平成14年）6月1日

保険契約者	浅田 正臣 様	保険契約者印 
被保険者	浅田 正臣 様 契約年齢 42歳	
受取人	(給付金) 被保険者 様 (死亡保険金) 浅田 晴美 様 (続柄 妻) 分割割合 10割	
指定代理請求人	浅田 晴美 様 (続柄 妻)	

◇保障内容

疾病入院給付金	1日につき 日額5,000円（入院1日目から保障）
災害入院給付金	1日につき 日額5,000円（入院1日目から保障）
手術給付金	1回につき 10万円（約款所定の手術を受けたとき）
通院給付金	1日につき 日額3,000円（退院後の通院に限る）
死亡保険金	50万円
ガン診断給付金	初めてガンと診断されたとき 50万円

◇保険料

保険期間	終身
保険料払込期間	終身

保険料	毎回 **** ** ** *円
保険料払込方法	月払い

- ・ 正臣さんが現時点（55歳）で、糖尿病で32日間入院し（手術は受けていない）、退院日の翌日から約款所定の期間内に10日間通院をした場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ア）万円である。
- ・ 正臣さんが現時点（55歳）で、初めて大腸ガン（悪性新生物）と診断され、24日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ）万円である。
- ・ 正臣さんが現時点（55歳）で、交通事故で即死した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ）万円である。

問 1 2

中井文夫さんが加入している生命保険（下記＜資料＞参照）に関する次の（ア）～（エ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

＜資料：収入保障特約付終身保険の契約内容＞

[契約形態]

保険契約者（保険料負担者）：中井 文夫

被保険者：中井 文夫

死亡保険金受取人：中井 洋子（妻）

[保障内容]

主契約：死亡・高度障害保険金額 700万円

特約：収入保障特約（年金年額） 180万円（確定年金10年間）

総合医療特約（入院給付金日額） 5,000円

- （ア）文夫さんが死亡した場合、支払われる死亡保険金は相続税の課税対象となる。
- （イ）文夫さんが死亡し、洋子さんが収入保障特約保険金を一括で受け取った場合、保険金は一時所得として所得税および住民税の課税対象となる。
- （ウ）文夫さんが病気で入院した場合、支払われる入院給付金は非課税である。
- （エ）文夫さんがこの保険を解約した場合、支払われる解約返戻金は雑所得として所得税および住民税の課税対象となる。

問 1 3

地震保険に関する次の（ア）～（ウ）の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

- （ア）地震保険の保険金額は、居住用建物ならびに家財ごとに火災保険の保険金額の30%～100%の範囲内で設定する。
- （イ）地震保険の保険金額は、居住用建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度となる。
- （ウ）家財のうち1個の価額が50万円の貴金属は、地震保険の補償対象となる。

【第5問】下記の（問14）～（問17）について解答しなさい。

問14

鶴見さん（69歳）の平成27年分の収入等が以下のとおりである場合、鶴見さんの平成27年分の総所得金額を計算しなさい。なお、解答に当たっては、記載以外の要件は考慮せず、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<平成27年分の収入等>

内容	金額
老齢厚生年金および企業年金（老齢年金）	280万円
事業収入	200万円
事業に係る必要経費	90万円

※鶴見さんは、自宅の一部を改装して平成23年4月に喫茶店を開業し、開業年分から青色申告者となっており、正規の簿記（複式簿記）ではなく簡易帳簿で記帳を行っている。

<公的年金等控除額の速算表>

納税者区分	公的年金等の収入金額	公的年金等控除額
65歳以上の者	330万円 未満	120万円
	330万円 以上 410万円 未満	収入金額×25%+ 37.5万円
	410万円 以上 770万円 未満	収入金額×15%+ 78.5万円
	770万円 以上	収入金額× 5%+155.5万円

問 1 5

下記<資料>に基づき、長岡信夫さんの平成27年分の所得税を計算する際の所得控除に関する次の(ア)～(エ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。

<資料>

氏名	続柄	年齢	職業	平成27年分の所得等
長岡 信夫	本人(世帯主)	43歳	会社員	給与所得1,050万円
聡子	妻	42歳	パート	給与所得45万円
孝昌	長男	19歳	大学生	収入なし
勝	二男	14歳	中学生	収入なし
シゲ	母	70歳	無職	年金収入78万円

※家族は全員、信夫さんと同居し、生計を一にしている。

※障害者または特別障害者に該当する者はいない。

※平成27年12月31日時点でのデータである。

- (ア) 妻の聡子さんは、控除対象配偶者として、配偶者控除の対象となる。
- (イ) 長男の孝昌さんは、特定扶養親族として、扶養控除の対象となる。
- (ウ) 二男の勝さんは、一般の控除対象扶養親族として、扶養控除の対象となる。
- (エ) 母のシゲさんは、同居老親等の老人扶養親族として、扶養控除の対象となる。

問 16

会社員の浜松和男さんが、平成27年以降に支払った医療費が下記<資料>のとおりである場合、浜松さんの平成27年分の所得税の確定申告における医療費控除の金額として、正しいものはどれか。なお、浜松さんの平成27年中の所得は給与所得780万円のみである。また、浜松さんは妻および長女と生計を一にしている。

<資料>

支払年月	医療等を受けた人	医療機関等	内容	支払金額
平成27年 8月	本人	A病院	人間ドック(※1)	80,000円
平成27年 8月	本人	A病院	入院(※1)	60,000円
平成27年12月	妻	B薬局	風邪薬の購入	3,500円
平成28年 1月	長女	C病院	入院(※2)	50,000円

(※1) 浜松さんは人間ドックの結果、病気が判明したため、引き続き入院して病気の治療を行った。

なお、この入院について生命保険会社から入院給付金として40,000円が給付された。

(※2) 長女は風邪をこじらせ、平成27年12月24日から12月28日まで5日間入院した。なお、入院費用を支払ったのは、翌年1月5日である。また、この入院について保険金等により補てんされた金額はないものとする。

1. 0円
2. 3,500円
3. 43,500円
4. 53,500円

問 17

会社員の大久保さんが平成27年中に新築住宅を購入し、同年中に居住を開始した場合の住宅借入金等特別控除(以下「住宅ローン控除」という)に関する次の(ア)～(ウ)の記述について、正しいものには○、誤っているものには×を解答欄に記入しなさい。なお、大久保さんは、住宅ローン控除の適用を受ける要件をすべて満たしているものとする。

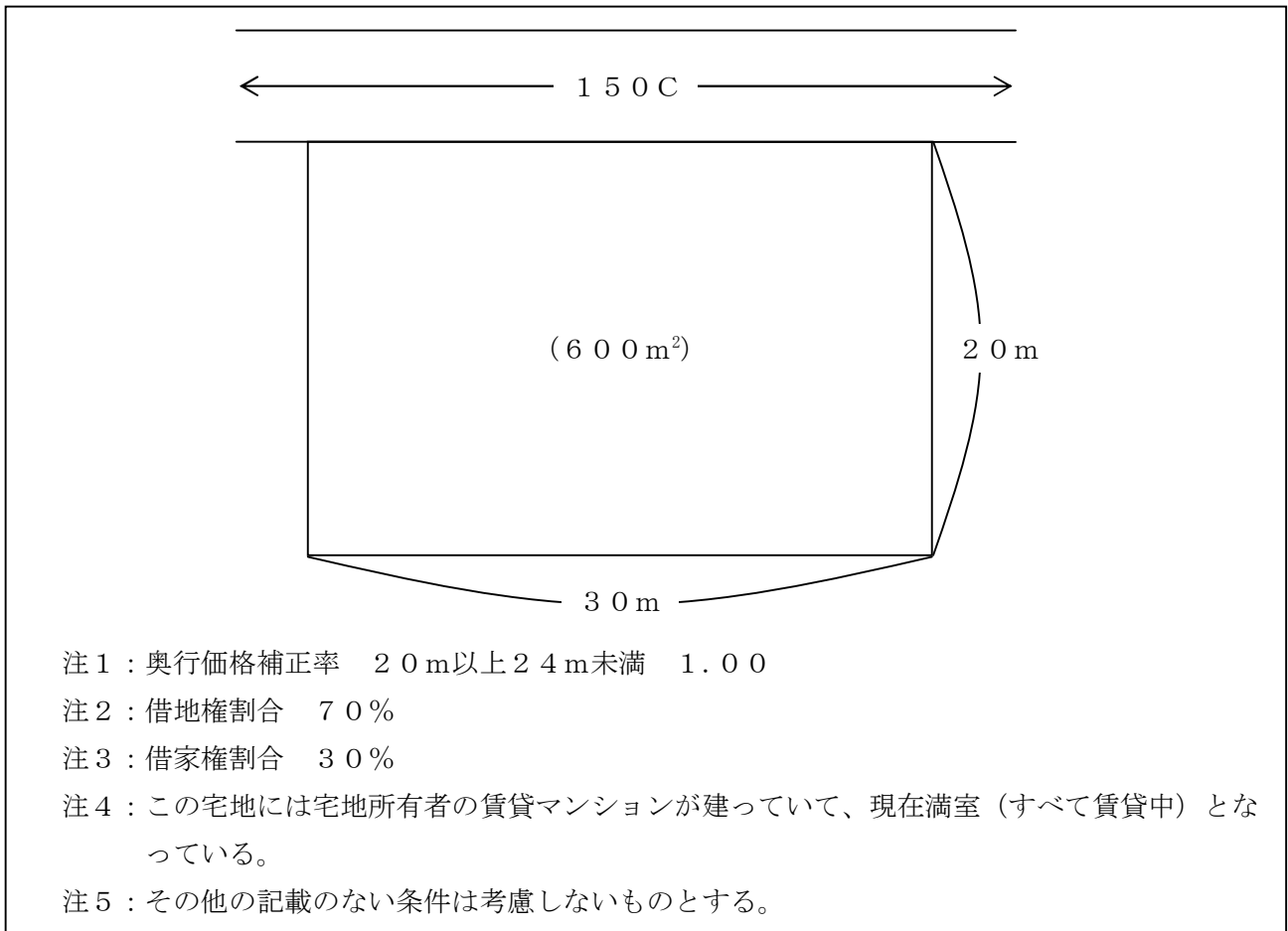
- (ア) 所得税の住宅ローン控除は、平成27年分から勤務先における年末調整により適用を受けることができる。
- (イ) 平成27年の住宅ローン控除可能額が所得税から控除しきれない場合は、翌年度の住民税から控除を受けることができる。
- (ウ) 住宅ローン控除を受け始めてから7年目に繰上げ返済を行った結果、すでに返済が完了した期間と繰上げ返済後の返済期間の合計が10年未満となった場合、繰上げ返済後は住宅ローン控除の適用を受けることができなくなる。

【第6問】下記の（問18）～（問21）について解答しなさい。

問18

下記<資料>の宅地（貸家建付地）について、路線価方式により、相続税評価額を計算しなさい。なお、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

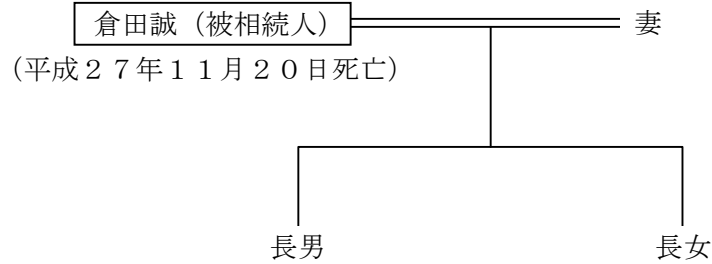


問 19

下記<資料>の倉田誠さんの相続における手続き等に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な数値を語群の中から選び、解答欄に記入しなさい。なお、同じ数値を何度選んでもよいこととする。

<資料>

- 倉田誠さんの相続人は次のとおりである。



※相続時精算課税制度を選択している相続人はいない。

- 誠さんに平成27年分の所得税の申告義務がある場合、誠さんの相続人は、相続の開始があったことを知った日の翌日から（ア）ヵ月以内に準確定申告を行わなければならない。
- 誠さんの相続人に相続税の申告義務がある場合、相続の開始があったことを知った日の翌日から（イ）ヵ月以内に申告を行わなければならない。
- 誠さんの相続により財産を取得した者が、その相続の開始前（ウ）年以内に誠さんから贈与により財産を取得したことがある場合には、原則として、その贈与により取得した財産の価額を相続税の課税価格に加算したうえで、相続税額を計算する。

<語群>

1 2 3 4 6 8 10 12

問20

贈与税の配偶者控除に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句または数値を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

贈与税の配偶者控除は、婚姻期間が（ア）以上の配偶者から自己の居住用不動産または居住用不動産を取得するための金銭の贈与を受け、一定の期間内に居住する等の所定の要件を満たした場合に適用を受けることができる。

贈与税の配偶者控除の適用を受けると、贈与を受けた財産の価格から、贈与税の基礎控除110万円（イ）、最高（ウ）万円まで控除をすることができる。

<語群>

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| 1. 10年 | 2. 20年 | 3. 30年 | |
| 4. を含めて | 5. とは別に | | |
| 6. 1,000 | 7. 2,000 | 8. 2,500 | 9. 3,000 |

問 2 1

香川孝太さん（38歳）は、父（69歳）と母（65歳）から下記＜資料＞の贈与を受けた。孝太さんの平成27年分の贈与税額として、正しいものはどれか。なお、父からの贈与については、平成26年から相続時精算課税制度の適用を受けている（適用要件は満たしている）。

＜資料＞

<p>[平成27年中の贈与]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父から贈与を受けた金銭の額：1,800万円 ・ 母から贈与を受けた金銭の額：300万円 <p>[平成26年中の贈与]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 父から贈与を受けた金銭の額：1,000万円 <p>※平成26年中および平成27年中に上記以外の贈与はないものとする。 ※住宅取得等資金に係る贈与はないものとする。</p>

＜贈与税の速算表＞

(イ) 20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた財産の場合

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円 以下	10%	—
200万円 超 400万円 以下	15%	10万円
400万円 超 600万円 以下	20%	30万円
600万円 超 1,000万円 以下	30%	90万円
1,000万円 超 1,500万円 以下	40%	190万円
1,500万円 超 3,000万円 以下	45%	265万円
3,000万円 超 4,500万円 以下	50%	415万円
4,500万円 超	55%	640万円

(ロ) 上記 (イ) 以外の場合

基礎控除後の課税価格	税率	控除額
200万円 以下	10%	—
200万円 超 300万円 以下	15%	10万円
300万円 超 400万円 以下	20%	25万円
400万円 超 600万円 以下	30%	65万円
600万円 超 1,000万円 以下	40%	125万円
1,000万円 超 1,500万円 以下	45%	175万円
1,500万円 超 3,000万円 以下	50%	250万円
3,000万円 超	55%	400万円

1. 680,000円
2. 790,000円
3. 820,000円
4. 950,000円

【第7問】下記の（問22）～（問24）について解答しなさい。

＜福岡家の家族データ＞

氏名	続柄	生年月日	備考
福岡 貴司	本人	昭和39年12月4日	会社員
宏美	妻	昭和42年4月25日	主婦
翔	長男	平成4年10月18日	会社員
美月	長女	平成6年5月16日	大学生

※長男の翔さんは就職を機に独立し、別居している。

※長女の美月さんの就職後は、基本生活費は236万円から190万円（いずれも現在価値）に減る。

＜福岡家のキャッシュフロー表＞

（単位：万円）

経過年数			1年	2年	3年	4年	
西暦（年）			2015	2016	2017	2018	2019
平成（年）			27	28	29	30	31
家族構成／ 年齢	福岡 貴司	本人	51歳	52歳	53歳	54歳	55歳
	宏美	妻	48歳	49歳	50歳	51歳	52歳
	翔	長男	23歳	24歳	25歳	26歳	27歳
	美月	長女	21歳	22歳	23歳	24歳	25歳
ライフイベント		変動率	翔 就職	銀婚式 海外旅行	美月 就職	自動車の 買替え	
収入	給与収入（夫）	1%	597	603	609	615	621
	収入合計	—	597	603	609	615	621
支出	基本生活費	2%	236	241	198		(ア)
	住居費	—	150	150	150	150	150
	教育費	—	110	110			
	保険料	—	46	46	34	34	34
	一時的支出	—		100		200	
	その他支出	1%	20	20	20	21	21
	支出合計	—	562	667	402	607	
年間収支		—	35	▲64	207		
金融資産残高		1%	508	(イ)			

※年齢は各年12月31日現在のものとし、平成27年を基準年とする。

※給与収入は手取り額で記載している。

※記載されている数値は正しいものとする。

※問題作成の都合上、一部を空欄にしてある。

問 2 2

福岡家のキャッシュフロー表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問 2 3

福岡家のキャッシュフロー表の空欄（イ）に入る数値を計算しなさい。なお、計算に当たっては、キャッシュフロー表中に記載の整数を使用し、計算結果については万円未満を四捨五入すること。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

問 2 4

貴司さんは、現在居住しているマンションの住宅ローン（全期間固定金利、返済期間30年、元利均等返済、ボーナス返済なし）の繰上げ返済を検討しており、FPの明石さんに繰上げ返済について質問をした。貴司さんが住宅ローンを244回返済後に、200万円以内で期間短縮型の繰上げ返済をする場合、この繰上げ返済により短縮される返済期間として、正しいものはどれか。なお、計算に当たっては、下記<資料>を使用し、繰上げ返済額は200万円を超えない範囲での最大額とすること。また、繰上げ返済に伴う手数料等は考慮しないものとする。

<資料>福岡家の住宅ローンの償還予定表の一部

返済回数 (回)	毎月返済額 (円)	うち元金 (円)	うち利息 (円)	残高 (円)
243	116,766	85,279	31,487	11,722,485
244	116,766	85,506	31,260	11,636,979
245	116,766	85,734	31,032	11,551,244
246	116,766	85,963	30,803	11,465,282
247	116,766	86,192	30,574	11,379,090
248	116,766	86,422	30,344	11,292,668
249	116,766	86,652	30,114	11,206,016
250	116,766	86,883	29,883	11,119,132
251	116,766	87,115	29,651	11,032,017
252	116,766	87,347	29,419	10,944,670
253	116,766	87,580	29,186	10,857,090
254	116,766	87,814	28,952	10,769,276
255	116,766	88,048	28,718	10,681,228
256	116,766	88,283	28,483	10,592,945
257	116,766	88,518	28,248	10,504,427
258	116,766	88,754	28,012	10,415,673
259	116,766	88,991	27,775	10,326,682
260	116,766	89,228	27,538	10,237,454
261	116,766	89,466	27,300	10,147,987
262	116,766	89,705	27,061	10,058,283
263	116,766	89,944	26,822	9,968,339
264	116,766	90,184	26,582	9,878,155
265	116,766	90,424	26,342	9,787,731
266	116,766	90,665	26,101	9,697,065
267	116,766	90,907	25,859	9,606,158
268	116,766	91,150	25,616	9,515,008
269	116,766	91,393	25,373	9,423,616

1. 1年4ヵ月
2. 1年5ヵ月
3. 1年10ヵ月
4. 2年

【第8問】下記の（問25）～（問27）について解答しなさい。

<設例>

下記の係数早見表を乗算で使用し、各問について計算しなさい。なお、税金は一切考慮しないこととし、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

[係数早見表（年利1.0%）]

	終価係数	現価係数	減債基金係数	資本回収係数	年金終価係数	年金現価係数
1年	1.010	0.990	1.000	1.010	1.000	0.990
2年	1.020	0.980	0.498	0.508	2.010	1.970
3年	1.030	0.971	0.330	0.340	3.030	2.941
4年	1.041	0.961	0.246	0.256	4.060	3.902
5年	1.051	0.952	0.196	0.206	5.101	4.853
6年	1.062	0.942	0.163	0.173	6.152	5.795
7年	1.072	0.933	0.139	0.149	7.214	6.728
8年	1.083	0.924	0.121	0.131	8.286	7.652
9年	1.094	0.914	0.107	0.117	9.369	8.566
10年	1.105	0.905	0.096	0.106	10.462	9.471
15年	1.161	0.861	0.062	0.072	16.097	13.865
20年	1.220	0.820	0.045	0.055	22.019	18.046
25年	1.282	0.780	0.035	0.045	28.243	22.023
30年	1.348	0.742	0.029	0.039	34.785	25.808

※記載されている数値は正しいものとする。

問25

吉田さんは、マイホームの購入資金の一部として、これから毎年年末に1回ずつ一定金額を積み立てて、10年後に2,000万円を準備したいと考えている。10年間、年利1.0%で複利運用する場合、毎年いくらずつ積み立てればよいか。

問26

三上さんは、現在保有している貯蓄の一部を運用して、15年後に開業するための資金1,000万円を用意したいと考えている。15年間、年利1.0%で複利運用する場合、開業するために運用する資金を現時点でいくらずつすればよいか。

問27

小山さんは、老後の生活資金の準備として、毎年年末に100万円を積み立てる予定である。15年間、年利1.0%で複利運用する場合、15年後の合計額はいくらになるか。

【第9問】下記の（問28）～（問33）について解答しなさい。

<設例>

有馬竜太郎さんは、民間企業に勤務する会社員である。竜太郎さんと妻の夏子さんは、今後の資産形成や家計の見直しなどについて、FPで税理士でもある山田さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも平成28年1月1日現在のものである。

[家族構成]

氏名	続柄	生年月日	年齢	職業等
有馬 竜太郎	本人	昭和45年 6月16日	45歳	会社員（正社員）
夏子	妻	昭和44年 8月18日	46歳	会社員（正社員）
薫	長女	平成9年 4月7日	18歳	高校3年生
翼	長男	平成11年11月1日	16歳	高校1年生

[収入金額（平成27年）]

- ・ 竜太郎さん：給与収入700万円（手取り）。竜太郎さんに給与収入以外の収入はない。
- ・ 夏子さん：給与収入500万円（手取り）。夏子さんに給与収入以外の収入はない。

[金融資産（時価）]

- ・ 竜太郎さん名義
 - 銀行預金（普通預金）：200万円
 - 銀行預金（定期預金）：150万円
 - 財形年金貯蓄：50万円
- ・ 夏子さん名義
 - 銀行預金（普通預金）：100万円
 - 個人向け国債（変動10年）：100万円
 - 外貨預金：50万円

[住宅ローン]

債務者：竜太郎さん
借入先：RZ銀行
借入時期：平成18年2月
借入金額：3,000万円
返済方法：元利均等返済（ボーナス返済なし）
金利：全期間固定金利（年2.80%）
返済期間：30年

[保険]

定期保険A：保険金額3,500万円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は竜太郎さんである。

医療保険B：入院給付金日額5,000円。保険契約者（保険料負担者）および被保険者は夏子さんであり、先進医療特約が付帯されている。

火災保険C：保険金額1,500万円。保険の目的は竜太郎さんの所有する住宅（建物）であり、保険契約者は竜太郎さんである。

問28

竜太郎さんは、現在借りている住宅ローンを別の条件の住宅ローンに借り換えることを検討しており、FPの山田さんに相談をした。住宅ローンの借換えに関する山田さんの次の説明のうち、最も不適切なものはどれか。

1. 「住宅ローンをより低い金利のものに借り換えることで以後の毎月の返済額を軽減でき、家計の収支を改善できるメリットがあります。」
2. 「住宅ローンを借り換える場合、登記費用や保証料、金融機関の手数料といった諸費用がかかることを見込んでおく必要があります。」
3. 「民間の金融機関の住宅ローンに借り換える場合、現在の住宅ローンを組む際に契約した火災保険Cを借換え後も継続できるので、新たに火災保険に入り直す必要はありません。」
4. 「民間の金融機関の住宅ローンに借り換える場合、現在の住宅ローンを組む際に契約した団体信用生命保険を借換え後も継続できるので、新たに団体信用生命保険に入り直す必要はありません。」

問 2 9

竜太郎さんは、薫さんの大学進学を控えて奨学金や教育ローンに関心をもち、FPの山田さんに質問をした。山田さんが日本学生支援機構の奨学金（第一種・第二種）および日本政策金融公庫の教育一般貸付（国の教育ローン）について説明する際に使用した下表の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。

	日本学生支援機構の奨学金 （第一種・第二種）	日本政策金融公庫の教育一般貸付
貸付（貸与） 対象者	（ア）	主に学生・生徒の保護者
貸付（貸与） 基準	家計支持者の収入（所得）が一定額以下。学力基準あり。	世帯年収（所得）による制限がある。
申込み時期	決められた募集期間内	（イ）
資金の受取り方	毎月定額	一括
貸付可能額 （貸与額）	[第一種奨学金] 月額3万円または4.5万円から選択 （国立大学、自宅通学の場合） [第二種奨学金] 5種類の月額から選択	子ども1人当たり（ウ）以内 ※一定の要件を満たす留学は450万円以内
利息	[第一種奨学金] 無利息 [第二種奨学金] 年利3%を上限とする利息付き（在学中は無利息）	在学期間内は利息のみの返済とすることが可能

1. （ア）保護者 （イ）決められた募集期間内 （ウ）350万円
2. （ア）保護者 （イ）1年中いつでも可能 （ウ）300万円
3. （ア）学生本人 （イ）1年中いつでも可能 （ウ）350万円
4. （ア）学生本人 （イ）決められた募集期間内 （ウ）300万円

問30

竜太郎さんは、夏子さんの医療保険Bに付帯されている先進医療特約について、FPの山田さんに質問をした。山田さんが説明した先進医療に係る費用に関する次の(ア)～(ウ)の記述について、適切なものには○、不適切なものには×を解答欄に記入しなさい。

- (ア) 先進医療を受けた場合、通常の治療と共通する基礎的部分の費用は、公的医療保険の保険給付の対象である。
- (イ) 先進医療を受けた場合、通常の治療と共通する基礎的部分以外の費用は、高額療養費制度の対象外である。
- (ウ) 先進医療を受けた場合、通常の治療と共通する基礎的部分以外の費用は、所得税の医療費控除の対象外である。

問31

竜太郎さんは、労働者災害補償保険（以下「労災保険」という）について、FPの山田さんに質問をした。山田さんが労災保険の概要について説明する際に使用した下表の空欄(ア)～(エ)に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

保険給付の対象となる事故	保険給付（抜粋）	適用を受ける労働者	窓口
(ア) 災害による負傷、疾病、障害等	療養（補償）給付： 傷病により療養を必要とする場合、労災指定病院等で (イ) 治療や薬剤の支給を受けられる。	労災保険の適用事業に使用される労働者 ※(ウ)	保険給付に関する事務： (エ)

1. 空欄(ア)にあてはまる語句は、「業務上または通勤途上の」である。
2. 空欄(イ)にあてはまる語句は、「原則として無料で」である。
3. 空欄(ウ)にあてはまる語句は、「アルバイト・パートタイマー等を除く」である。
4. 空欄(エ)にあてはまる語句は、「労働基準監督署」である。

問32

竜太郎さんは、健康保険料（一般保険料）について再確認したいと思い、FPの山田さんに質問をした。竜太郎さんの健康保険料等に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。なお、竜太郎さんは全国健康保険協会管掌健康保険（協会けんぽ）の被保険者である。また、健康保険料（一般保険料）の計算に当たっては、下記＜資料＞に基づくこととする。

＜資料＞

[竜太郎さんに関するデータ]

給与：毎月530,000円

（標準報酬月額530,000円）

賞与：1回につき1,200,000円

（標準賞与額1,200,000円）

※賞与の支給は年2回である。

[健康保険の一般保険料率]

10.00%（労使合計）

1. 毎月の給与に係る健康保険料（一般保険料）のうち、竜太郎さんの負担分は26,500円である。
2. 1回の賞与に係る健康保険料（一般保険料）のうち、竜太郎さんの負担分は48,000円である。
3. 竜太郎さんは、健康保険料（一般保険料）と介護保険料を合わせて納めている。
4. 協会けんぽの保険料率（一般保険料率）は、都道府県ごとに設定されている。

問 3 3

夏子さんは、仮に竜太郎さんが現時点（平成28年1月1日時点・45歳）で死亡した場合の公的年金の遺族給付について、FPの山田さんに質問をした。竜太郎さんの死亡時点において夏子さんに支給される遺族年金に関する次の記述の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、竜太郎さんは大学卒業後の23歳から死亡時まで継続して厚生年金保険に加入しているものとし、このほかに公的年金加入期間はないものとする。また、家族に障害者に該当する者はなく、記載以外の遺族給付の受給要件はすべて満たしているものとする。

竜太郎さんが現時点で死亡した場合、夏子さんには遺族基礎年金と遺族厚生年金が支給される。このとき夏子さんに支給される遺族基礎年金は、基本額（満額の老齢基礎年金（ア））に（イ）を対象とする子の加算額を加算した額である。また、竜太郎さんが在職中に死亡したことにより支給される遺族厚生年金の額は、短期要件の計算式に基づく額となり、その額の計算の基礎となる被保険者期間の月数が（ウ）未満の場合は（ウ）とみなして報酬比例部分の年金額が計算される。

- | | | |
|-----------------|-------------|----------------|
| 1. (ア) と同額 | (イ) 翼さんのみ | (ウ) 360月 (30年) |
| 2. (ア) と同額 | (イ) 薫さんと翼さん | (ウ) 300月 (25年) |
| 3. (ア) の4分の3相当額 | (イ) 薫さんと翼さん | (ウ) 360月 (30年) |
| 4. (ア) の4分の3相当額 | (イ) 翼さんのみ | (ウ) 300月 (25年) |

【第10問】下記の（問34）～（問40）について解答しなさい。

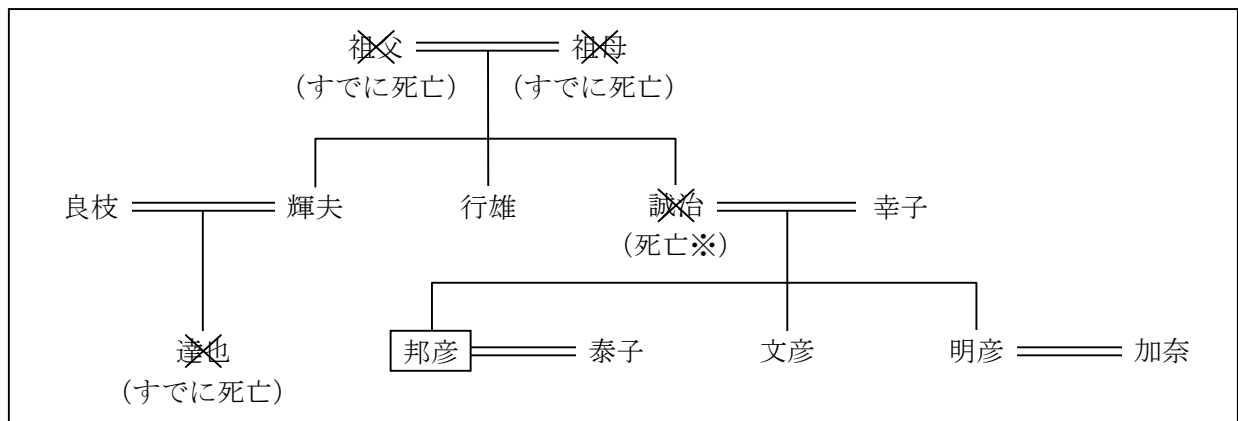
<設例>

国内の上場企業の会社員である安藤邦彦さんは、先月、父の誠治さんが死亡したため、父の相続のことや自分たち夫婦の老後のことなどに関して、FPで税理士でもある伊丹さんに相談をした。なお、下記のデータはいずれも平成28年1月1日現在のものである。

I. 家族構成（同居家族）

氏名	続柄	生年月日	年齢	備考
安藤 邦彦	本人	昭和32年10月18日	58歳	会社員
泰子	妻	昭和32年12月12日	58歳	会社員

II. 安藤家の親族関係図



※邦彦さんの父の誠治さんは平成27年12月21日に死亡している。

III. 安藤家（邦彦さんと泰子さん）の財産の状況

<資料1：保有資産（時価）>

（単位：万円）

	邦彦さん	泰子さん
金融資産		
預貯金等	2,800	1,200
株式	530	300
投資信託	260	0
生命保険（解約返戻金相当額）	<資料3>を参照	<資料3>を参照
不動産		
土地（自宅敷地）	3,000	1,000
建物（自宅）	900	300
その他（動産等）	150	100

注1：土地（自宅敷地）および建物（自宅）は共有で、邦彦さんの持分が4分の3、泰子さんの持分が4分の1である。

注2：邦彦さんの父の誠治さんの死亡による相続財産については、考慮していない。

<資料2：負債残高>

自動車ローン： 160万円（債務者は邦彦さん）

住宅ローン： 1,200万円（債務者は邦彦さん。団体信用生命保険付き）

<資料3：生命保険等>

（単位：万円）

保険種類	保険契約者	被保険者	死亡保険金受取人	死亡保険金額	解約返戻金相当額	保険期間
定期保険特約付 終身保険A （終身保険部分） （定期保険部分）	邦彦 邦彦	邦彦 邦彦	泰子 泰子	500 500	240 —	終身 平成29年まで
終身保険B	邦彦	泰子	邦彦	320	250	終身
終身保険C	泰子	邦彦	泰子	240	150	終身
終身保険D	泰子	泰子	邦彦	300	200	終身
医療保険E	邦彦	邦彦	—	—	—	終身

注3：解約返戻金相当額は、現時点（平成28年1月1日）で解約した場合の金額である。

注4：終身保険Bの保険料は一時払い方式であり、平成27年中に保険料の払込みはない。

注5：医療保険Eは医療保障のみの保険であり、死亡保険金は支払われない。

注6：すべての契約について、保険契約者が保険料を負担している。

注7：契約者配当および契約者貸付については考慮しないこと。

IV. その他

上記以外の情報については、各設問において特に指示のない限り一切考慮しないこと。また、復興特別所得税については考慮しないこと。

問34

F Pの伊丹さんは、まず現時点（平成28年1月1日時点）における安藤家（邦彦さんと泰子さん）のバランスシート分析を行うことにした。下表の空欄（ア）に入る数値を計算しなさい。

<安藤家（邦彦さんと泰子さん）のバランスシート>

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		自動車ローン	×××
預貯金等	×××	住宅ローン	×××
株式	×××	負債合計	×××
投資信託	×××		
生命保険（解約返戻金相当額）	×××		
不動産		[純資産]	(ア)
土地（自宅敷地）	×××		
建物（自宅）	×××		
その他（動産等）	×××		
資産合計	×××	負債・純資産合計	×××

問 35

邦彦さんが平成27年中に支払った生命保険の保険料は下記<資料>のとおりである。邦彦さんの平成27年分の所得税の計算における生命保険料控除の金額を計算しなさい。なお、定期保険特約付終身保険Aについては、加入後に契約の更新・減額・変更等を行っていないものとする。また、解答に当たっては、解答用紙に記載されている単位に従うこと。

<資料>

保険種類	年間支払保険料	契約年
定期保険特約付終身保険A	9万円	平成 5年
医療保険E	10万円	平成27年

<所得税の生命保険料控除額の速算表>

[平成23年12月31日以前に締結した保険契約（旧契約）等に係る控除額]

○一般生命保険料控除、個人年金保険料控除

年間の支払保険料の合計		控除額
25,000円 以下		支払金額
25,000円 超	50,000円 以下	支払金額×1/2 + 12,500円
50,000円 超	100,000円 以下	支払金額×1/4 + 25,000円
100,000円 超		50,000円

[平成24年1月1日以降に締結した保険契約（新契約）等に係る控除額]

○一般生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除

年間の支払保険料の合計		控除額
20,000円 以下		支払金額
20,000円 超	40,000円 以下	支払金額×1/2 + 10,000円
40,000円 超	80,000円 以下	支払金額×1/4 + 20,000円
80,000円 超		40,000円

問36

邦彦さんは、おじの輝夫さんが死亡した場合の相続について、FPの伊丹さんに質問をした。仮に現時点（平成28年1月1日時点）で輝夫さんが死亡した場合の輝夫さんの相続に関するFPの伊丹さんの次の説明のうち、最も適切なものはどれか。なお、相続を放棄した者はいないものとする。

1. 「輝夫さんが死亡した場合の法定相続人は良枝さんだけであり、邦彦さんは法定相続人ではありませんので、法定相続分はありません（ゼロです）。」
2. 「輝夫さんが死亡した場合の法定相続人は良枝さんと行雄さんだけであり、邦彦さんは法定相続人ではありませんので、法定相続分はありません（ゼロです）。」
3. 「輝夫さんが死亡した場合の法定相続人は、良枝さん、行雄さん、邦彦さん、文彦さん、明彦さんで、良枝さんの法定相続分は3分の2です。」
4. 「輝夫さんが死亡した場合の法定相続人は、良枝さん、行雄さん、邦彦さん、文彦さん、明彦さんで、邦彦さんの法定相続分は24分の1です。」

問 37

邦彦さんの父の誠治さんの遺産等が下記のとおりである場合、誠治さんの相続に係る相続税の総額（各相続人等の納付税額を計算する前の金額）として、正しいものはどれか。なお、相続を放棄した者はいないものとする。

＜誠治さんの遺産等の内訳（相続税評価額）＞

金融資産	8,000万円
不動産（自宅敷地および建物）	1,600万円（小規模宅地等の評価減特例適用後の金額）
生命保険金	1,200万円 ※保険契約者および被保険者は誠治さん、保険金受取人は幸子さんである。
その他の資産（動産等）	200万円
葬式費用	200万円 ※通夜および本葬に係る費用であり、幸さんが全額負担した。

＜相続税の速算表＞

法定相続分に応ずる取得金額	税率	控除額
1,000万円 以下	10%	—
1,000万円 超 3,000万円 以下	15%	50万円
3,000万円 超 5,000万円 以下	20%	200万円
5,000万円 超 1億円 以下	30%	700万円
1億円 超 2億円 以下	40%	1,700万円
2億円 超 3億円 以下	45%	2,700万円
3億円 超 6億円 以下	50%	4,200万円
6億円 超	55%	7,200万円

1. 0円
2. 475万円
3. 640万円
4. 1,330万円

問38

邦彦さんは、60歳の定年後も再雇用制度を利用して現在の会社で働いた場合、雇用保険の高年齢雇用継続基本給付金が受給できるのかどうかFPの伊丹さんに質問をした。下記<資料>に基づく高年齢雇用継続基本給付金（支給額）に関する次の記述の空欄（ア）、（イ）にあてはまる語句の組み合わせとして、正しいものはどれか。なお、邦彦さんは大学卒業後の22歳から現在まで継続して雇用保険に加入しており、今後も65歳になるまで加入するものとする。また、記載以外の高年齢雇用継続基本給付金の受給要件はすべて満たしているものとする。

<資料>

[邦彦さんに関するデータ]

- ・ 60歳到達時の賃金月額：42万円
- ・ 60歳以後（支給対象月）の賃金月額：
【ケース①】24万円 【ケース②】32万円

[高年齢雇用継続基本給付金の計算]

60歳以後（支給対象月）の賃金月額×支給率

[高年齢雇用継続基本給付金の支給率の早見表（抜粋）]

60歳到達時の賃金に対する 60歳以後の賃金の割合	高年齢雇用継続基本給付金の支給率
75%以上	0.00%
74%	0.88%
73%	1.79%
(中略)	
63%	12.45%
62%	13.70%
61%未満	15.00%

高年齢雇用継続基本給付金は、邦彦さんの60歳以後（支給対象月）の賃金月額が【ケース①】の場合は（ア）、【ケース②】の場合は（イ）。

1. (ア) 36,000円（月額）が支給され (イ) 支給されない
2. (ア) 63,000円（月額）が支給され (イ) 2,816円（月額）が支給される
3. (ア) 63,000円（月額）が支給され (イ) 支給されない
4. (ア) 36,000円（月額）が支給され (イ) 2,816円（月額）が支給される

問 39

邦彦さんは、後期高齢者医療制度について理解を深めたいと思い、FPの伊丹さんに質問をした。後期高齢者医療制度に関する下表の空欄（ア）～（ウ）に入る適切な語句を語群の中から選び、その番号のみを解答欄に記入しなさい。

保険者（運営主体）	都道府県単位で設立された後期高齢者医療広域連合
被保険者	75歳以上の者または一定の障害認定を受けた（ア）以上75歳未満の者
一部負担金の割合	原則、医療費の（イ）（現役並み所得者は3割）
保険料 （徴収方法を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、被保険者全員に賦課 ・ 特別徴収（公的年金からの引き落とし）または普通徴収（口座振替・銀行振込等）の方法により（ウ）が徴収

＜語群＞		
1. 60歳	2. 65歳	3. 70歳
4. 1割	5. 2割	
6. 都道府県	7. 健康保険組合	8. 市町村

問 40

邦彦さんは、老齢年金（公的年金）の受給方法などについて、FPの伊丹さんに質問をした。伊丹さんの次の説明の空欄（ア）～（ウ）にあてはまる語句の組み合わせとして、最も適切なものはどれか。なお、邦彦さんは大学卒業後の22歳から現在まで継続して厚生年金保険に加入している。

「公的年金の老齢年金は、受給要件を満たしたからといって自動的に支給されるわけではなく、請求の手続きが必要となります。邦彦さんには、老齢年金の支給開始年齢（受給権が発生する年齢）に達する3ヵ月前に、日本年金機構から『年金請求書（国民年金・厚生年金保険老齢給付）』が送られます。その用紙の記載事項を確認し、必要書類を添付のうえ、年金事務所等に提出します。この手続きは、支給開始年齢の（ア）から行うことができます。年金は原則として、受給権が発生した月の翌月分から（イ）まで支給されます。万一手続きが遅れた場合でも、（ウ）の年金まではさかのぼって支給されます。」

- | | | |
|----------------|------------------|---------|
| 1. （ア）誕生日の2週間前 | （イ）受給権が消滅した月の前月分 | （ウ） 5年前 |
| 2. （ア）誕生日の2週間前 | （イ）受給権が消滅した月分 | （ウ）10年前 |
| 3. （ア）誕生日の前日 | （イ）受給権が消滅した月の前月分 | （ウ）10年前 |
| 4. （ア）誕生日の前日 | （イ）受給権が消滅した月分 | （ウ） 5年前 |